

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日に
おき、当日の翌
日)

目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更(二件) (地方課)
- 字の区域の変更(二件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(四件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による津ノ井西(広岡)地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力

を生ずる。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成四年九月二十四日現在の地番による。)
広岡字奥富座	広岡字奥富座のうち一〇三から一〇五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
広岡字西矢谷	広岡字奥富座一〇三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 広岡字西矢谷の全域 広岡字富座二七一の一部
広岡字富座	広岡字奥富座一〇三の一部、一〇四、一〇五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三の一部と一体をなす国有地の一部 広岡字富座のうち二七一の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
船木字浮谷	船木字浮谷のうち一七四の一、一七四の二、一七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
船木字東谷	船木字浮谷一七四の一、一七四の二、一七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 船木字東谷の全域 広岡字富座二七一の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第二百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉岡地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成四年九月二十四日現在の地番による。）
吉岡温泉町字岡ノ下タ	吉岡温泉町字岡ノ下タのうち四八八の七及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
吉岡温泉町字井屋免	吉岡温泉町字井屋免四九〇の一、四九一の二の一部、四九一の三の一部、四九一の六から四九一の九まで及びこれらと一体をなす国有地
吉岡温泉町字井屋免	吉岡温泉町字煤谷四九六の二の一部 吉岡温泉町字渡上六〇六の一部、六〇七の一部、六〇八の三の一部
吉岡温泉町字井屋免	吉岡温泉町字岡ノ下タ四八八の七及びこれと一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字井屋免のうち四八九の一部、四九〇の一、四九一の二の一部、四九一の三の一部、四九一の六から四九
吉岡温泉町字煤谷	一の九まで、四九三の四の一部、四九三の五の一部、四九四の一部、四九四の一の一部、四九四の二、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八九の一部、四九三の三、四九五の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 吉岡温泉町字煤谷四九六の二の一部、五〇五、五〇六、五〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉岡温泉町字丸山五四六の一の一部、五四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四六の一の一部、五四六の二と一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字渡上六〇三の一部、六〇四の一部、六〇六の一部
吉岡温泉町字菅谷	吉岡温泉町字菅谷のうち四九六の二の一部、五〇五、五〇六、五〇七の一部、五〇七の一部、五〇七の一、五〇八、五〇八の一、五〇九の一部、五〇九の一、五一〇の一部、五一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一〇の一の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域
吉岡温泉町字菅谷	吉岡温泉町字菅谷のうち五二二の一の一部、五二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二二、五二三の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域
吉岡温泉町字瀧ヶ谷	吉岡温泉町字菅谷五二二の一の一部、五二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二二、五二三の一部と一体をなす国有地の一部
吉岡温泉町字丸山	吉岡温泉町字井屋免四九三の四の一部、四九三の五の一部、四九四の一部、四九四の一の一部、四九四の二、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>吉岡温泉町字鰻田</p>	<p>吉岡温泉町字明測</p>	
<p>吉岡温泉町字丸山五三四から五三六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 吉岡温泉町字明測五五二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五五二の一部と一体をなす国有地の一部</p>	<p>吉岡温泉町字鰻田五六二の一から五六二の三までの一部 吉岡温泉町字新町五八〇と一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字大海五九二の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九二の一部、六〇一の一部と一体をなす国有地の一部</p>	<p>吉岡温泉町字煤谷五〇七の一部、五〇七の一、五〇八、五〇八の一、五〇九の一部、五〇九の一、五一〇の一部、五一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一〇の一の一部と一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字丸山のうち五三四から五三六までの一部、五三七の一の一部、五三七の二、五三七の三、五三八の一の一部、五三八の二、五三八の三、五三九の一、五三九の四、五三九の六、五四六の一の一部、五四七の三の一部、五四八及びこれらと一体をなす国有地並びに五四六の一の一部、五四六の二と一体をなす国有地以外の区域 吉岡温泉町字明測五四九の三の一部、五五〇の八の一部、五五一の一の一部、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字鰻田五六一の一部、五六二の一の一部</p>
<p>吉岡温泉町字大海</p>	<p>吉岡温泉町字新町</p>	
<p>吉岡温泉町字丸山五三九の一の一部、五三九の四の一部、五三九の六、五四六の一の一部、五四七の三の一部、五四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉岡温泉町字明測五四九の一の一部、五五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四九の一の一部、五五〇の一の一部と一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字鰻田五六二の二の一部、五六二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉岡温泉町字新町五八〇から五八二までの一部、五八七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>吉岡温泉町字鰻田五六二の一から五六二の三までの一部、五六三の二の一部、五六三の三、五六四の二、五六四の三、五六五の三の一部、五六五の四、五六五の五、五六七の二、五六七の三、五六七の四の一部、五六八の一の一部、五六八の二、五六八の三、五六八の四の一部、五六八の五及びこれらと一体をなす国有地 吉岡温泉町字新町のうち五八〇から五八二までの一部、五八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 妙徳寺字青木一一の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>吉岡温泉町字鰻田のうち五五八の一の一部、五六一の一部、五六二の一の一部、五六二の二の一部、五六二の三、五六三の二の一部、五六三の三、五六四の二、五六四の三、五六五の三の一部、五六五の四、五六五の五、五六七の二、五六七の三、五六七の四の一部、五六八の一の一部、五六八の二、五六八の三、五六八の四の一部、五六八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに五五六の一と一体をなす国有地以外の区域 妙徳寺字青木一一の一の一部、一一の五、一二の一の一部、一二の二の一部、一八の一部、一八の一、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の一の一部、一一の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>吉岡温泉町字渡上</p>	<p>吉岡温泉町字大海のうち五九二の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九二の一部、六〇一の一部と一体をなす国有地以外の区域 吉岡温泉町字上田桑六一〇の一部、六一一、六一一の一、六一一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>吉岡温泉町字上田桑</p>	<p>吉岡温泉町字井屋免四九三の三と一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字丸山五四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉岡温泉町字渡上のうち六〇三の一部、六〇四の一部、六〇六の一部、六〇七の一部、六〇八の三の一部以外の区域 吉岡温泉町字上田桑六〇九、六一〇の一部、六一四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 吉岡温泉町字下田桑六二五の一部、六二六の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二七の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>吉岡温泉町字下田桑</p>	<p>吉岡温泉町字上田桑のうち六〇九から六一一まで、六一一の一、六一一の二、六一四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 吉岡温泉町字下田桑のうち六二五の一部、六二六の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二七の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>妙徳寺字青木</p>	<p>妙徳寺字青木のうち一一の一の一部、一一の五、一一の一の一部、一二の二の一部、一三から一五までの一部、一八の一部、一八の一、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の一の一部、一一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 妙徳寺字奥ヶ谷二〇の一の一部、二〇の二の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇の一の一部、</p>
<p>妙徳寺字奥ヶ谷</p>	<p>二〇の二の一部と一体をなす国有地の一部 妙徳寺字坂ノ前三四の二の一部、三五の一の一部、三六の一の一部、三七の一の一部、三七の三の一部、三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉岡温泉町字鰻田五五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>妙徳寺字坂ノ前</p>	<p>妙徳寺字青木一四の一部、一五の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 妙徳寺字奥ヶ谷のうち二〇の一から二〇の三までの一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇の一の一部、二〇の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 妙徳寺字湯谷向三七三の一部 吉岡温泉町字鰻田五五六の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>妙徳寺字青木</p>	<p>妙徳寺字青木一三から一五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 妙徳寺字坂ノ前のうち三二の一部、三四の一の一部、三四の二の一部、三五の一の一部、三六の一の一部、三七の一の一部、三七の三の一部、三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 妙徳寺字谷口六〇の一部、六〇の一の一部、六二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇の一の一部、六二の四の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>妙徳寺字谷口</p>	<p>妙徳寺字青木一五の一部及びこれらと一体をなす国有地 妙徳寺字奥ヶ谷二〇の二の一部、二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 妙徳寺字坂ノ前三二の一部、三四の一の一部 妙徳寺字谷口のうち六〇の一部、六〇の一の一部、六二の一の一部、六二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇の一の一部、六二の四の一部、六三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

妙徳寺字六戸前	妙徳寺字五反田	妙徳寺字上土居	妙徳寺字村下土居	妙徳寺字破谷口	妙徳寺字破谷口六九の一部
<p>妙徳寺字上土居一六五の一の一部、一六五の二の一部、一六六の一部、一六七の一の一部、一六七の二、一六七の三の一部、一六八、一六八の一、一六九の一、一七六の一、一七九の一部、一八一の一の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六九の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>妙徳寺字五反田二二二の一部、二二三、二二四、二二五、二二六から二三〇まで及びこれらと一体</p>	<p>妙徳寺字五反田のうち二二二、二二三、二二四) 合併、二二五、二二五の一、二二六から二三〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>妙徳寺字上土居のうち一六五の一の一部、一六五の二の一部、一六六の一部、一六七の一の一部、一六七の二、一六七の三の一部、一六八、一六八の一、一六九の一、一七六の一、一七九の一部、一八一の一の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六九の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>妙徳寺字五反田二二二の一部、二二三、二二四) 合併の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>妙徳寺字村下土居のうち八九、九一の一の一部以外の区域</p>	<p>妙徳寺字破谷口六二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六三と一体をなす国有地の一部</p> <p>妙徳寺字破谷口のうち六九の一部以外の区域</p>	<p>妙徳寺字破谷口六九の一部</p> <p>妙徳寺字村下土居八九、九一の一の一部</p>

<p>鳥取県告示第二百八十三号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による江津地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成五年三月二十三日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="788 994 857 1207">妙徳寺字湯谷向</td> <td data-bbox="857 994 1221 1207"> <p>をなす国有地の一部</p> <p>妙徳寺字六戸前の全域</p> <p>妙徳寺字深田二四一の一部、二七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の一部、二七〇の一、二七〇の二、二七一と一体をなす国有地の一部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1207 857 1845">妙徳寺字湯谷向のうち三七三の一部以外の区域</td> <td data-bbox="857 1207 1221 1845"> <p>妙徳寺字深田のうち二四一の一部、二七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の一部、二七〇の一、二七〇の二、二七一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> </td> </tr> </table>	妙徳寺字湯谷向	<p>をなす国有地の一部</p> <p>妙徳寺字六戸前の全域</p> <p>妙徳寺字深田二四一の一部、二七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の一部、二七〇の一、二七〇の二、二七一と一体をなす国有地の一部</p>	妙徳寺字湯谷向のうち三七三の一部以外の区域	<p>妙徳寺字深田のうち二四一の一部、二七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の一部、二七〇の一、二七〇の二、二七一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
妙徳寺字湯谷向	<p>をなす国有地の一部</p> <p>妙徳寺字六戸前の全域</p> <p>妙徳寺字深田二四一の一部、二七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の一部、二七〇の一、二七〇の二、二七一と一体をなす国有地の一部</p>				
妙徳寺字湯谷向のうち三七三の一部以外の区域	<p>妙徳寺字深田のうち二四一の一部、二七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の一部、二七〇の一、二七〇の二、二七一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>				

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成四年九月二十四日現在の地番による。）</p>
<p>江津字外河原</p>	<p>江津字外河原のうち四八九の一から四八九の五まで、四八九の九、四八九の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四八九の六から四八九の八まで、五七一の一から五七一の四まで、五七一の一六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>江津字埋立</p>	<p>江津字埋立のうち七七九、七八〇の一、七八五の一、七八七から七九五まで、七九六の一から七九六の三まで、七九七の一、七九七の二、七九八の一、七九八の二、七九八の三、七九八の四、八〇〇の一から八〇〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>江津字昭和</p>	<p>江津字外河原四八九の一から四八九の五まで、四八九の九、四八九の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四八九の六から四八九の八まで、五七一の一から五七一の四まで、五七一の一六と一体をなす国有地の一部 江津字埋立七七九、七八〇の一、七八五の一、七八七から七九五まで、七九六の一から七九六の三まで、七九七の一、七九七の二、七九八の一、七九八の二、七九八の三、七九八の四、八〇〇の一から八〇〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地 江津字昭和のうち八三九の二以外の区域</p>
<p>江津字大波止</p>	<p>江津字昭和八三九の二 江津字大波止のうち八七四の三の一部、八八二の四の一部、八八二の六の一部、八八二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>江津字船附</p>	<p>江津字大波止八七四の三の一部、八八二の四の一部、八八二の六の一部、八八二の七の一部及びこれらと一体をなす</p>

<p>国有地 江津字船附の全域</p>	<p>鳥取県告示第二百八十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による有富地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成五年三月二十三日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成四年九月十六日現在の地番による。）</p>
<p>有富字梅ヶ坪</p>	<p>有富字梅ヶ坪のうち四〇三、四〇四、四〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 有富字前田四〇七から四〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>有富字前田</p>	<p>有富字梅ヶ坪四〇三、四〇四、四〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 有富字前田のうち四〇七から四〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る津ノ井西（広岡）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る吉岡地区第一工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る江津地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る有富地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次